

令和8年度 千葉県下水道協会 排水設備工事責任技術者 再登録案内

この申請の対象者は、千葉県下水道協会から「排水設備工事責任技術者証」の交付を受けている方で、登録更新が完了していないため資格を喪失している方です。

対象となるのは、排水設備工事責任技術者証（プラスチックカード）に記載された有効期限が次の方です。2022年3月31日、2023年3月31日、2024年3月31日、2025年3月31日（2022年以前の場合は、対象となりません。）資格の再登録を希望する方は、下記により申請して下さい。

再登録の申請をしても更新申請及び更新講習が完了しない場合は、資格が得られませんので御注意下さい。

【排水設備工事責任技術者証】

更新申請及び更新講習が完了した方には、「排水設備工事責任技術者証」を交付いたします。

但し、技術者証の有効期限は、本来の5年更新の有効期限の残任期間となりますのでご承知置き下さい。

プラスチックカードは、一括作成しますので令和9年1月末頃の発送になりますが、申請時期によっては交付が翌年度になる場合があります。その場合は、「仮排水設備工事責任技術者証（紙カード）」を交付します。

【有効期限が2026年の場合】

有効期限が2026年3月31日の方は、ホームページの排水設備工事責任技術者の各種届出様式「5.排水設備工事責任技術者登録更新・更新講習の延期」をご覧ください。

1 更新講習の実施方法の変更について

（令和6年度までの実施方法）登録更新申請者が千葉市民会館大ホールで「更新講習会」を受講し、当日会場で「排水設備工事責任技術者証」を交付しました。

↓

（現在の実施方法）

「更新講習会」は開催しません。YouTubeに令和8年8月頃に「更新講習動画」をアップしますので、YouTubeに接続し各自視聴して下さい。

「更新講習動画」視聴案内と一緒に「問題用紙」を送付しますので、解答を事務局へ提出（郵送）することで受講完了といたします。YouTubeの視聴が困難な場合の対応は視聴案内に記載します。

2 再登録申請書類の提出

次の①～④を事務局へ提出（郵送）して下さい。

②の送付先に更新申請書類と更新講習案内が届きましたら各自講習を実施して、問題の解答及び更新申請書類一式を事務局宛に提出（郵送）して下さい。

- ①排水設備工事責任技術者再登録の「理由書」
- ②「登録更新申請・講習資料等」送付宛名ラベル
- ③「仮排水設備工事責任技術者証」送付宛名ラベル
- ④「排水設備工事責任技術者証」送付宛名ラベル

3 講習延期の受付期間

令和9年1月30日（土）（当日消印有効）までとさせていただきます。

4 注意事項

- (1) やむを得ない理由で「理由書」が提出できない場合は、事務局まで御連絡下さい。
- (2) 郵送受付期限を過ぎた場合や、提出書類及び写真に不備・不足等がある場合は、登録手続きが完了せず、技術者証が交付できない場合があります。
- (3) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当する場合は、事務局へご連絡下さい。

5 書類提出先

○郵便料金

定形 50g以内 110円
 定形外 50g以内 140円
 定形外 100g以内 180円

切り取って宛名ラベルとしてご使用ください→

260-8722

千葉市中央区千葉港1-1
 千葉市役所 下水道経営課内

千葉県下水道協会事務局 行
 (排水設備工事責任技術者再登録理由書 件在中)
 電話番号 043(245)6112

6 問い合わせ先

千葉県下水道協会事務局

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1

千葉市建設局下水道企画部下水道経営課内 TEL. 043-245-6112

ホームページは「千葉市建設局下水道企画部下水道経営課」→

「千葉県下水道協会事務局からのお知らせ」のサイトに有ります。

<http://www.city.chiba.jp/kensetsu/gesuidokikaku/keiei/chibagesuikyo.html>

〈利用目的〉

本協会が取得した排水設備工事責任技術者の個人情報、以下の目的にのみ使用します。

- 排水設備工事責任技術者の登録管理及び責任技術者証の交付に関する事
- 排水設備工事責任技術者の資格の更新に関する事
- 市町村等における排水設備工事業務に関わる事